

○長期（7日以上）欠席児童生徒の通知

・概要

- (1) 児童生徒が、休業日を除き引き続き7日以上欠席している場合、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、その旨を地教委へ通知しなければならない。

・関係法令等

- (1) 学校教育法施行令 第20条、21条

・事務処理

処 理 内 容	
申 出	学級担任は、長欠児童生徒がいる旨を校長へ申し出る
確 認	校長は、申し出のあった児童生徒の欠席理由を保護者に確認する
作成・提出	長期（7日以上）欠席児童生徒通知書を作成し、地教委へ提出する

・留意事項

- (1) 通知書の作成及び提出は、出席しないことについての正当な理由がないと認めたとき、すみやかに行う。
- (2) 経済的理由による長期欠席については、実情を調査し、結果によっては、関係機関と連絡を取りながら程度に応じて要保護・準要保護認定の手続きをとる。
- (3) 学校給食の停止手続きについては、保護者と相談したうえで行う。

以 下 余 白